

鹿児島市路線バス運転者家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市内における路線バス事業に従事する運転者の確保や職場定着を図り、もって公共交通の維持・確保することを目的に、路線バス事業者（以下「事業者」という。）において、路線バスの運転者として従事する者のうち要件を満たす者に対し、予算の範囲内で鹿児島市路線バス運転者家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス 一般乗合旅客自動車運送事業として道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバスのうち、「限定バス」、「定期観光バス」及び「高速バス」以外のものをいう。
- (2) 限定バス 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第86条第1項に基づき、旅客の範囲を限定する条件を付された乗合バスをいう。
- (3) 定期観光バス 路線定期運行を行うバスのうち、道路運送法施行規則第10条第1項第1号イの運賃を適用するものをいう。
- (4) 高速バス 路線定期運行を行うバスのうち、道路運送法施行規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業 法第3条第1号イに規定する事業をいう。
- (6) 路線バス事業者 法第4条第1項の許可を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営む民間事業者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象運転者」という。）とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和8年4月1日以後に新たに路線バス事業者を採用され、大型第二種免許を取得している者又は同日以後に取得する見込みであると路線バス事業者が認める者

イ 令和7年4月1日以後に新たに路線バス事業者を採用され、特例教習を修了し、令和8年4月1日以後に大型第二種免許を取得している者又は同日以後に取得する見込みであると路線バス事業者が認める者

- (2) 採用の日から起算して6月以内に、市内に本社又は営業所を有する路線バス事業者を離職した者でないこと。

- (3) 週 20 時間以上、一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転業務に従事する旨の雇用契約を締結している者であること。
- (4) 本市の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、配偶者等からの暴力（DV）、虐待その他やむを得ない事情により本市に居住しながら住民票を異動することが困難であると市長が認める者を含む。
- (5) 市内に所在する営業所に勤務し、主として市内の路線バスの運転業務に従事している者（限定バス、定期観光バス及び高速バスを除く。）であること。
- (6) 鹿児島市公共交通ビジョン協議会が設置するドライバークンカゴしまに登録している者であること。
- (7) この要綱による補助金の交付を受けたことがない者であること。
- (8) 採用日時点において 70 歳未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する団体に属している者は補助金の交付対象者としない。

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成 26 年条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団
- (2) 役員等が鹿児島市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体等

（補助対象住居の要件）

第 4 条 補助の対象となる住居（以下「補助対象住居」という。）は、市内に所在する居住用家屋であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象運転者が本人名義で賃貸借契約を締結しているもの。
- (2) 補助対象運転者を居住させるため、当該補助対象運転者を雇用する路線バス事業者が借り上げ又は所有するもの。

2 補助対象住居は、補助対象運転者 1 名につき 1 住居とする。

（補助対象経費）

第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象運転者が居

住する補助対象住居に係る賃借料及び共益費（管理費）とする。ただし、敷金、礼金、仲介手数料、更新料その他これらに類する経費を除く。

（補助金の交付期間）

第6条 補助金の交付期間は、初年度の補助金の交付決定をした日の属する年度の4月（当該年度の途中で採用された補助対象運転者にあつては、第3条に規定する要件を満たした後、最初に家賃を支払った日の属する月）から起算して5年間とする。

（補助対象期間の要件）

第7条 補助の対象となる期間は、月単位とし、月の初日から末日まで補助対象運転者の資格を有する月とする。

2 補助対象運転者が病気、負傷、育児その他の理由により休業している場合において、当該月に給与の支払いがないときは、補助の対象としない。

（補助対象運転者の資格喪失）

第8条 補助対象運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 採用された路線バス事業者との雇用契約が終了したとき。
- (2) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

（補助金の算定基準）

第9条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象住居の区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、月額4万円を上限とする。

- (1) 第4条第1項第1号に規定する補助対象住居については、補助対象運転者が支払う賃借料及び共益費（管理費）の月額から、その雇用主である路線バス事業者が支給する住居費に係る手当その他これに類する給付の月額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (2) 第4条第1項第2号に規定する補助対象住居については、補助対象運転者がその雇用主である路線バス事業者を支払う賃借料及び共益費（管理費）の月額に2分の1を乗じて得た額とする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助金の交付の申請をしようとするときは、初年度においては就業を開始した日から6か月以内に、次年度以降の交付申請においては当該年度の4月末までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により提出できない場合は、この限りでない。

- (1) 鹿児島市路線バス運転者家賃補助金交付申請書（様式第1）
- (2) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第2）
- (3) 雇用証明書（様式第3）又は事業者には雇用されていることを証明する書類
- (4) 補助対象住居の使用状況並びに賃借料及び共益費（管理費）が確認できる書類（不動産

賃貸借契約書の写し等)

(5) 補助対象住居の賃借料及び共益費（管理費）の直近1月分の支払実績が確認できる書類（領収書の写し等）

(6) 本市に居住していることが確認できる書類（住民票の写し等）

(7) 本人確認及び大型第二種免許の保有が確認できる書類（運転免許証の写し等）

(8) 市税に滞納がないことを証する書類（納税証明書の写し等）

(9) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその内容を鹿児島市路線バス運転者家賃補助金交付決定通知書（様式第4）により当該申請をした者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後に、申請内容に変更が生じた場合には、鹿児島市路線バス運転者家賃補助金変更交付申請書（様式第5）に、第10条第1項各号に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、提出書類のうち提出済みの種類から変更がない場合は、書類の提出を省略することができる。

2 申請内容の変更においても第7条第1項の規定と同様に、補助対象期間は、月単位とし、月の初日から末日まで補助対象運転者の資格を有する月から変更を認めることとする。

3 変更が補助対象運転者の補助対象住居間の転居に係る内容であって、月の途中で転居する場合には、当該月の補助対象経費は転居前と転居後の補助対象経費を比較し、低い方の額とし、当月分から変更対象とする。

4 変更が賃借料等の改定に係る内容であって、月の途中で補助対象経費が変更する場合には、当該月の補助対象経費は変更前と変更後の補助対象経費を比較し、低い方の額とし、当該月から変更対象とする。

5 市長は、第1項による申請を承認することを決定したときは、鹿児島市路線バス運転者家賃補助金変更交付決定通知書（様式第6）をもって、交付決定者に通知する。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、交付決定日の属する年度の年度末までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 鹿児島市路線バス運転者家賃補助金実績報告書（様式第7）

(2) 補助対象住居の賃借料及び共益費（管理費）の支払実績が確認できる書類（領収書の写し等）

(3) 振込先が確認できる書類（預金通帳の写し等）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿児島市路線バス運転者家賃補助金確定通知書（様式第8）により交付決定者に通知する。

(補助金の交付)

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿児島市路線バス運転者家賃補助金交付請求書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、鹿児島市路線バス運転者家賃補助金交付決定取消通知書（様式第10）により通知することとする。

- (1) 第3条第1項各号の要件に該当していなかった場合
- (2) 第3条第2項各号に該当する団体に属していた場合
- (3) 補助金の交付にあたり、詐欺その他不正行為を行った場合
- (4) その他規則及びこの要綱に規定する事項に違反した場合

2 前項による取消しを行った際、すでに補助金を交付している場合は、鹿児島市路線バス運転者家賃補助金返還命令書（様式第11）により返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第17条 交付決定者は、当該補助金に関する書類を、交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。